

平成24年5月31日裁決

## 主文

本件審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分取消しを求めることである。

### 第2 審査請求の経過

- 1 請求人は、健康保険法及び厚生年金保険法上の適用事業所であるところ、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構(以下「本機構」という。)に対し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。)の規定に基づき、厚生年金保険料及び健康保険料(併せて、以下単に「保険料」という。)の免除を申請した。本機構は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、平成〇年〇月分の保険料(平成〇年〇月末日納付分)から免除を承認する旨通知した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、本機構に対し、保険料の免除に該当しなくなった月を平成〇年〇月とする保険料の免除終了届を提出したところ、本機構は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、平成〇年〇月分の保険料(平成〇年〇月末日納付分)をもって免除期間が終了したことを確認した旨の通知(この通知を、以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をした。不服の理由は、審査請求書の別紙「審査請求の趣旨及び理由」に記載の部分そのまま掲記すれば、次のとおりである。[審査請求に至った経緯の要旨及び主張] a社は平成〇年〇月〇日現在、〇〇県〇〇郡〇〇町(特定被災区域)に所在しており東

日本大震災による被害を受けました。これにより従業員への給与の支払いに著しい支障が生じたため、平成〇年〇月〇日付で厚生年金保険料・健康保険料(〇月分保険料から)の免除申請書を提出致しました。その結果平成〇年〇月〇日、日本年金機構理事長より前述した免除申請について承認した旨の通知を受けております。

その後平成〇年〇月〇日、厚生年金保険の標準報酬月額について〇〇,〇〇〇円の者が全被保険者のうち概ね過半を下回ったことを理由として厚生年金保険料・健康保険料の免除終了届を提出致しました。その結果平成〇年〇月〇日、日本年金機構理事長より平成〇年〇月分の保険料等をもって免除期間が終了となる旨の通知を受けております。

上記の結果をもって、平成〇年〇月分の保険料が免除となりましたが、a社としましては平成〇年〇月分の保険料まで免除されるものと認識しておりましたので、平成〇年〇月分の保険料が免除されないのかを、管轄年金事務所に問い合わせたところ以下の回答を頂きました。厚生年金保険料・健康保険料の免除に該当しなくなった月は平成〇年〇月(免除申請の際に厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額が最低等級となった従業員〇〇名中〇〇名が平成〇年〇月〇日に資格喪失となったため)よって、〇月末日納付分(〇月分の保険料)は免除にならない。平成〇年〇月は報酬の支払いに著しい支障が生じている場合には当たらないので平成〇年〇月〇日支給の賃金支払いには支障はない。〇月末日納付分(〇月分の保険料)の保険料を納付することに支障はない。ここで、今回の東日本大震災に伴う社会保険料の免除の特例の趣旨、要件を確認したいと思います。今回の東日本大震災に伴う社会保険料の免除の特例は、平成23年3月11日に特定被災区域に所在していた会社の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、適用事業所に使用される被保険者に

に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合、当該報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料を免除するというものです。また、報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないという事態が生じている場合をいいます。

特例により免除される保険料とは“報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料”をいいます。

上記の管轄年金事務所の説明からすると、“報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料”という要件の中の“納付すべき保険料”を“実際に納付する保険料”と解釈していることとなります。とするならば、平成〇年〇月〇日～〇月〇日の賃金にかかる〇月分の保険料（〇月末納付分）については実際に納付するのは平成〇年〇月になるため免除にならないということになります。

しかし、現実には平成〇年〇月分、〇月分の2ヶ月分の給与の支払いに著しい支障が生じています。〇月、〇月と全く同じ状況であるにもかかわらず、平成〇年〇月分の1ヶ月分のみ社会保険料が免除となる結果は、実情にそぐわないと思われる。

したがって、“報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料”とは“報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付する義務が発生した保険料”と解釈するものと考えます。

a社は、従業員〇〇名のうち〇〇名に対して平成〇年〇月分（賃金締日：末日、賃金支払日：翌月〇日）の賃金、平成〇年〇月分の賃金を支給することができませんでした。平成〇年〇月と同様、平成〇年〇月も概ね過半の被保険者について賃金は支払われておらず、報酬の支払い

に著しい支障が生じております。

平成〇年〇月〇日～〇月〇日、平成〇年〇月〇日～〇月〇日は概ね過半の被保険者について賃金が支払われておらず、報酬の支払いに著しい支障が生じている場合に該当しています。つまり、平成〇年〇月分の保険料（〇月末納付分）は報酬の支払いに著しい支障が生じている平成〇年〇月〇日～〇月〇日の間において納付する義務が発生した保険料（〇月分の保険料、〇月分の保険料）として免除されると考えます。

以上の理由により、平成〇〇年〇月〇日、日本年金機構理事長より平成〇年〇月分の保険料をもって免除期間が終了となる決定に対して審査請求を申し上げます。

### 第3 問題点

1 震災特別法第57条第1項の規定によれば、健康保険の保険者等は、平成23年3月11日において特定被災区域に所在していた適用事業所で、当該適用事業所の事業が東日本大震災により被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じているものの事業主から申請があった場合に、必要があると認めるときは、当該事業所が上記報酬の支払に著しい支障が生じるに至った月から、これに該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成24年3月以後であるときは、同年2月）までの期間に納付すべき健康保険の保険料の額を免除することができることとされている。そして、震災特別法第95条第1項は、厚生年金保険の保険料の免除につき、同様の趣旨を規定している。

2 請求人が平成23年3月11日において震災特別法に規定する特定被災区域に所在していた適用事業所であること、請求人の事業が東日本大震災により被害を受けたことにより、平成23年4月にその使用する健康保険及び厚生年金の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じるに至ったこと、平成23年6月に

これに該当しなくなるに至ったものであることについては、前記第2及び本件資料から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるところ、請求人は前記第2の3記載のとおり主張し、原処分を取り消すことを求めているのであるから、本件の問題点は、この請求人の主張を理由があるものとして原処分を取り消すことが相当かどうかである。

#### 第4 当審査会の判断

1 震災特別法第57条第1項及び第95条第1項の規定に照らせば、請求人につき免除される保険料は、平成〇〇年〇月から同年〇月までの期間に納付すべき保険料であって、保険者が免除を必要と認めたものとなる。そして、平成〇〇年〇月から同年〇月までの期間に納付すべき保険料とは、平成〇〇年〇月分（同年〇月末日納付分）及び同年〇月分（同年〇月末日納付分）の保険料であると解される所、本件では、保険者は、平成〇〇年〇月分（同年〇月末日納付分）の保険料についてのみ免除が必要であると認定したことになる。

請求人は、平成〇〇年〇月分及び同年〇月分の報酬を支給することができなかったのであるから、平成〇〇年〇月から同年〇月までの期間に納付すべき保険料とは、この期間において納付する義務が発生した平成〇〇年〇月分（同年〇月末日納付分）及び同年〇月分（同年〇月末日納付分）の保険料と解すべきである旨主張しているが、それは請求人の独自解釈であって、これを採用することはできないといわざるを得ない。そして、請求人は、平成〇〇年〇月分の報酬については、その支払に著しい支障を生じることなく支給できたのであるから、当該報酬支給時に控除された平成〇〇年〇月分（同年〇月末日納付分）の保険料につき、保険者が免除不要とし、同年〇月分（同年〇月末日納付分）の保険料についてのみ免除が必要であるとしたことは妥当な取扱いであったというべきである。

2 以上のとおりであって、前記第2の3記載の請求人の主張は理由がなく、原処分を取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。